

月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算について

毎月の給与や賞与（以下「給与等」といいます。）に対する源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることになっていますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等に関し、財務大臣が定める方法(財務省告示)により、源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられています。

一方、月額表の乙欄を適用する給与等については、月額表の甲欄を適用する給与等のような特例は設けられていませんが、次の計算式を使用することにより、源泉徴収税額を求めることができます。

【税額計算の方法】

社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、次の方法により計算します。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（㉠）	税 額
111,000 円未満	㉠の 3.063%に相当する金額 ^(注 1、2)
111,000 円以上 740,000 円以下	以下の「1 計算基準額の算出」～「3 扶養控除等の額の控除」に掲げるところにより計算した金額
740,001 円以上 1,720,000 円未満	259,000 円に、㉠のうち 740,000 円を超える金額の 40.84%に相当する金額を加算した金額 ^(注 1、2)
1,720,000 円以上	659,300 円に、㉠のうち 1,720,000 円を超える金額の 45.945%に相当する金額を加算した金額 ^(注 1、2、3)

- (注) 1 求めた税額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出して従たる給与から控除する扶養控除等がある場合には、上記により求めた税額からその扶養親族等 1 人につき 1,610 円を控除します。なお、この場合、税額がマイナスとなったときは、税額 0 とします。
- 3 社会保険料等控除後の給与等の金額（㉠）が 1,720,000 円の場合は、659,300 円が求める税額となります（従たる給与から控除する扶養控除等がない場合）。
- 計算式：659,300 円 + (1,720,000 円 - 1,720,000 円) × 45.945% = 659,300 円

1 計算基準額の算出

乙欄の税額は、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の最低値（税額表の「以上」の欄の金額）を基として計算されていますので、まず、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額を次の算式によりこの最低値（以下「計算基準額」といいます。）に修正します。

(算式)

社会保険料等控除後の給与等の金額

—

同一階差の最小値

階 差

= 商 …… 余り (R)

この商の値は自然数又は 0 に限ります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{社会保険料等控除} \\ \text{後の給与等の金額} \end{array} \right) - R = \text{計算基準額}$$

(注) 1 「階差」は、次の表によって求めます。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		階 差
以 上	以 下	
円	円	円
111, 000	220, 999	2, 000
221, 000	739, 999	3, 000

2 「同一階差の最小値」とは、階差が2, 000円の場合は111, 000円、階差が3, 000円の場合は221, 000円をいいます。

3 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が740, 000円の場合は、前ページ1の(算式)によらず、740, 000円が求める計算基準額となります。

2 税額の算出

1により求めた計算基準額を次の算式に当てはめて税額を求めます。

(算式)

A = (計算基準額 × 2.5 - 給与所得控除の額 - 基礎控除の額) × 税率 《1円未満の端数切り捨て》

B = (計算基準額 × 1.5 - 給与所得控除の額 - 基礎控除の額) × 税率 《1円未満の端数切り捨て》

A - B = C 《50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ》

C × 1.021 = 乙欄の税額 《50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ》

(注) 1 上記の算式では、次ページの第1表から第3表を使用します。

A及びBを求める算式中、「給与所得控除の額」は計算基準額を2.5倍又は1.5倍した金額を基に、次ページの第1表により求めます。「基礎控除の額」は計算基準額を2.5倍又は1.5倍した金額を基に、次ページの第2表により求めます。

また、「税率」は第3表の「税額の算式」を意味します。

2 Aは主たる給与と従たる給与の合計額に対する税額を、Bは主たる給与に対する税額を意味します。

3 扶養控除等の額の控除

「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出して従たる給与から控除する扶養控除等がある場合には、2により求めた税額からその扶養親族等1人につき1,610円を控除します。なお、この場合、税額がマイナスとなったときは、税額0とします。

第1表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（A）		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	169,444	57,500 円
169,445	299,999	(A)×30%+ 6,667 円
300,000	549,999	(A)×20%+ 36,667 円
550,000	708,330	(A)×10%+ 91,667 円
708,331	—	162,500 円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第2表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（A）	基 礎 控 除 の 額
2,120,833 円 以下	51,667 円

（注）その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が2,120,834円以上の場合は、上記「1 計算基準額の算出」～「3 扶養控除等の額の控除」に掲げる計算の対象（その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が111,000円以上740,000円以下）とはなりません。

第3表

そ の 月 の 課 税 給 与 所 得 金 額（B）		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	(B) × 5%
162,501	275,000	(B) ×10%－ 8,125 円
275,001	579,166	(B) ×20%－ 35,625 円
579,167	750,000	(B) ×23%－ 53,000 円
750,001	1,500,000	(B) ×33%－128,000 円
1,500,001	3,333,333	(B) ×40%－233,000 円

（注）その月の課税給与所得金額が3,333,334円以上の場合は、上記「1 計算基準額の算出」～「3 扶養控除等の額の控除」に掲げる計算の対象（その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が111,000円以上740,000円以下）とはなりません。